

「令和 7 年度デジタルリーダーシップ人材育成事業」企画提案質問への回答

該当資料	No.	質問事項	質問	回答
業務仕様書	1	[業務仕様書]業務の実施対象について	「3. 業務の実施対象」において、参加人数が「20名程度」とありますが、参加企業数の下限について目安はありますでしょうか。	明確な下限値は設定しておりませんが、目安としては15名程度を下限と考えております。ただし、20名程度を目指していただきますようお願いいたします。
	2	研修について	研修は2回以上を実施するとありますが、1回あたりの開催時間のご指定などはありますでしょうか？	
	3	[業務仕様書]DXリーダー育成プログラムの実施について	「5. 業務内容 (1)DXリーダー育成プログラムの実施 ①プログラム概要」において、「開催回数は複数回(2回以上)とすること」とありますが、1回あたりの開催時間や全プログラムを通じた合計時間の目安はありますでしょうか。	明確な指定はございませんが、1回あたり4時間以上を目安としています。参加者が参加しやすい時間数と期待される成果を考慮したプログラムの提案をお願いいたします。
	4	[業務仕様書]成果への接続設計について	「5. 業務内容(1)DXリーダー育成プログラムの実施③成果への接続設計」にて、「プログラム修了後6ヶ月以内に「専門家による相談・伴走支援」等の支援制度活用を促す」、とありますが 活用状況について把握、及び報告の必要はありますでしょうか。 (活用状況について把握、及び報告の必要がある場合)支援制度の活用状況をどのように把握し、報告する必要があるか、具体的な方法の想定がございましたらご教示いただけますでしょうか。	成果の把握及び報告については、あると望ましいと考えておりますが、委託期間を踏まえ、本業務においてその業務は課しません。
	5	業務仕様書における「3.業務の実施対象」に関する質問	人数：20名程度 とのことですが、今回の参加される人員の集客について、 ①島根県庁にて実施 ②委託事業者にて実施 ③島根県庁と委託事業者の協業により実施 のいずれを想定しておりますでしょうか？	
	6	業務仕様書における「3.業務の実施対象」に関する質問	上記質問において ②委託事業者にて実施 ③島根県庁と委託事業者の協業により実施 のいずれかが想定される場合、過去島根県庁様で人材育成事業等を取り組まれた際の母集団のリストなどの開示をしていただくことは可能でしょうか？ (いただいたリストに対して集客施策の実施などが可能かを確認したい意図でございます。)	参加者の集客については、島根県庁と委託事業者の協業による実施を想定しております。 重点対象企業については、連絡先をご提供することは出来ないため、一次連絡は県から直接しますが、集客に繋がるプログラムの説明等は委託事業者に依頼する可能性があります。その他、県としては、個別の企業や業界団体等のメーリングリストを通じた周知を予定しております。 委託事業者には、『業務仕様書』の5(1)④に記載の通り、「広報及び申込促進にあたっては事前説明会（対面又はオンライン）や案内動画、導入資料、チラシ等を効果的に活用し、参加しやすい環境を整備すること」をお願いいたします。
	7	[業務仕様書]参加者募集・受付体制の構築について	「5. 業務内容 (1)DXリーダー育成プログラムの実施 ④参加者募集・受付体制の構築」において、「参加者の募集を県と連携して実施し、特定の企業群への個別案内を重点対象とする」、とありますが、募集活動における受託者の具体的な役割分担や、募集目標達成に向けた県の支援体制等の想定がございましたら、詳細をご教示いただけますでしょうか。また、重点対象となっている企業についてリストとしていただくことは可能でしょうか。	
企画提案説明書	8	企画提案説明書における4.募集に関するスケジュール等の「（9）提案者プレゼンテーション及び審査予定日」に関する質問	令和7年8月20日（水）/島根県庁周辺 とのことですが、こちらオンラインMTG形式でのプレゼンテーションは可能でしょうか？ ※弊社の所在地が東京であることから、可能であればオンラインMTG形式でのプレゼンを希望しております。	オンラインでのプレゼンテーションも可能とします。
	9	[企画提案説明書]審査会の参加人数について	「4. 募集に関するスケジュール等 (9)提案者プレゼンテーション及び審査予定日」に記載されている審査会について、プレゼンテーションに参加できる人数の上限はありますでしょうか。	5名を上限とします。
	10	プレゼンテーション時の補足資料の持ち込みについて	提案者プレゼンテーションにおいて、企画提案書とは別に、補足説明用の資料（スライドや配布資料等）を持ち込み・使用することは可能でしょうか。可能な場合、その形式（紙／デジタル）や部数、事前提出の要否についてもご教示いただけますと幸いです。	可能です。形式の指定はございませんが、電子データでご準備いただくと審査会当日のモニターへの投影が可能です。補足説明用資料の事前提出は必須ではありませんが、提出される場合は、『企画提案説明書』5.（2）に記載の企画提案書と同様に5部を企画提案書とともにご提出ください。
	11	講師について	弊社は講師と業務委託契約を結んでおり、研修にて提供させていただく講師はすべて業務委託契約をおこなっている人材を派遣させていただきますが、問題はないでしょうか？	『企画提案説明書』7.（5）に記載のとおり、「業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。」と定めております。これに該当しない場合は、問題ございません。
各種様式	12	様式1、様式2における署名捺印に関する質問	企画提案説明書に、捺印に関する指定の記載がないようですが、様式1、様式2ともに捺印は必要ないでしょうか？	捺印は不要です。
その他	13	令和6年度事業実施時の課題について	令和6年度の事業実施において、県または受託事業者側で把握された主な課題（例：参加者層の偏り、理解度・実践度のばらつき、運営上の課題等）がございましたら、参考として共有いただけますでしょうか。	令和6年度の業務仕様から変更しておりますので、具体的な課題の内容についてこの場でのご共有は差し控えさせていただきます。